

# 令和二年度医療機器三者連携開発モデル構築事業

## 試作開発費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）は医療・ヘルスケア事業における医療機器の製品開発を支援するため、医療機関と医療機器メーカー・医療機器製造業等との三者連携により、新たな医療機器等の製品化を目指す企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、医療機器三者連携開発モデル構築事業試作開発費補助金募集要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「企業」とは、日本国内に登記簿上の本店又は主たる技術開発の拠点を有する民間企業をいう。

(2) 「県内企業」とは、埼玉県内に登記簿上の本店若しくは主たる事務所を有する企業、又は埼玉県内に技術開発若しくは生産の拠点のある企業をいう。

(3) 「研究体制」とは、医療イノベーション埼玉ネットワークに登録し医療機関ニーズマッチング・先進医療施設ヒアリングなどから抽出した開発テーマを具現化する研究開発を行うための開発体制をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、以下のすべての要件を満たすものとする。

(1) 医療・ヘルスケア分野として、県内中小企業への波及効果が見込まれる研究開発であること。

(2) 事業期間内に医療機器等の試作開発を行うもので、補助事業終了後、製品の実用化が見込まれる研究開発であること。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、医療機器三者連携開発モデル構築事業において医療機器開発テーマに取り組んでいる中小企業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業を行ううえで必要となる経費のうち別表で定めたものとする。

(補助率等)

第6条 定額補助（10/10）とする。ただし、補助上限額は1件当たり50万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助金の交付申請書の提出期限は、募集要領に定める日とする。

(交付決定)

第8条 交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画の変更)

第9条 補助事業者は、事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第3号の計画変更承認申請書を公社理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公社理事長は、前項の規定による申請があり、内容を審査したところ、適当と認められるときは、様式第4号の計画変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第5号の計画中止（廃止）承認申請書を公社理事長に提出しなければならない。

2 公社理事長は、前項の規定による申請があり、内容を審査したところ、適当と認められるときは、様式第6号の計画中止（廃止）承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 実績報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

実績報告書の提出期限は、試作開発期間終了後、1か月以内とする。

(補助金の確定)

第12条 公社は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに報告書の審査を行い、適正と認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8号の補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は、精算払によるものとする。補助事業者は補助金の支払を受けようとするときは、様式第9号の精算払請求書により補助金の交付を請求するものとする。

(補助事業の公開)

第14条 公社は、補助事業について必要があると認められるときは、その情報（補助事業者名、研究開発テーマ名、補助金額等）を公開することができるものとする。

附則

この要領は、令和2年7月22日から施行する。

## 別 表

補 助 対 象 経 費	
経費区分	内 容
原材料費	試作品等の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原材料に要する経費
外注費	製品開発に必要な試料の製造、試料の分析、法定検査、調査等の外注に必要な経費（ただし、補助額の1/2以下とする）
消耗品費	試作品等の構成部分、研究開発等の実施に直接使用される消耗品の購入に要する経費